

企画委員会運営細則

第1条 企画委員会は、共通運営細則および本細則によって運営する。

第2条 本委員会は、次に挙げる学会活動に関する業務を行う。

- (1) 学術大会
- (2) シンポジウム
- (3) 各種研究会・講演会
- (4) その他常任理事会の承認を得た業務

2. その年度の学術大会までに、本委員会は、正会員の中より第1項に掲げる学術大会次回担当大会長（以下大会長と略称する）候補を常任理事会に提案する。

大会長は、常任理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

第3条 本委員会は、第2条の各号の実行に際して、それぞれの名称を冠した実行委員会を設置することができる。

2. 実行委員会の構成は、企画委員会が作成し、理事長および常任理事会に報告するものとする。

第4条 年次学術大会の運営は学術大会実施細則によるものとする。

附則

本細則は、常任理事会の承認を経て2023年7月23日より施行する。